資料２

特別天然記念物野幌原始林保存活用計画

目 次（案）

はじめに

例言

１章 計画策定の沿革・目的
（１）計画策定の背景・目的
（２）計画の対象とする区域
（３）検討の経緯
（４）計画の位置づけ
（５）計画期間、計画の見直し

２章 特別天然記念物野幌原始林の概要と本質的価値
（１）野幌原始林の自然環境の特徴
（２）指定に至る経緯
（３）野幌原始林の本質的価値
①指定当時の本質的価値
②森林環境の変化と追加指定地
③今日的な価値とその構成要素

3 章 原始林の現状と課題
（１）保存の現状と課題
（２）活用の現状と課題
（３）整備の現状と課題
（４）運営・体制の現状と課題

4 章 保存・活用の各施策について
（１）保存・活用の基本方針
（２）保存管理の施策
（３）活用の施策
（４）運営・体制の整備
（５）現状変更等の取り扱いについて
（６）計画の検証・評価と見直し

（１）計画策定の背景・目的

特別天然記念物野幌原始林は、北広島市、札幌市、江別市にまたがり、南北にのびる野幌丘陵上にある森林のうち、北広島市の一部の範囲が指定を受けています。なお、野幌丘陵上の森林のうち、2,053ha は「道立自然公園野幌森林公園」となっており、本原始林は含まれない状況となっています。
明治 6 年（1873）、開拓使札幌本庁は札幌郡の 7 か所を官林と定め、このうちの「野津幌官林」は、現在の野幌国有林の範囲を中心とした野幌丘陵一円の地域であり、南側のおよそ半分は北広島市にあたります。このころの「官林」は特に良林を意味し、当時から優れた森林として知られていたことがわかります。明治 12 年～同 14 年（1879～1881）には、当官林は、全山の 5 分の 1 がトドマツであり、明治初期から膨大な数の良木が札幌の都市開発のために切り出されたと『明治十四年札幌郡官林風土略記』で報告しています。

また、明治の中頃、経済的に価値のあるトドマツなどの針葉樹を保護するために、林相を改良し針葉樹の純林に更新することを目的として、広葉樹の大木の樹幹に傷をつけて枯死させる「巻き枯らし」と称する作業が行われていました。その結果、明治 40 年（1907）の時点で、「～林相は今やすでに大部分トドマツの純林を形成し広葉樹はわずかに所々に点在するのみでおおむね枯死の目的を達し～」として『野津幌官林の概況』（植民広報）に記載されています。

大正 10 年（1921）3 月には、現在の野幌森林公園（札幌市、江別市）の一部と北広島市にまたがる範囲の約 321ha が天然紀念物にとして指定されました。それから、昭和 29 年（1954）8 月に同範囲が文化財保護法の制定（昭和 25 年（1950））により特物天然記念物の指定を受けましたが、昭和 29 年（1954）5 月の低気圧急発達（メイストーム）と 9 月の台風 15 号（通称：洞爺丸台風）により指定範囲の大部分が大打撃を受けました。このため、昭和 34 年（1959）5 月に 48 林班と 56 林班、昭和 37 年（1962）9 月に 49 林班と、59 林班、60 林班、63 林班の一部が指定解除され、北広島市にある野幌国有林の 3 小班（59 林班ぬ小班、60 林班は小班、63 林班は小班）の約 41.7ha が残存し現在に至っています。その後、令和元年（2019）10 月に国有林の北側の隣接する約 20.2ha の範囲が「既指定地に続く落葉広葉樹林二次林が良好な自然回復を呈しており、今後も良好な自然環境となることが期待できる。」という理由により追加指定しています。

野幌原始林での植物調査は、大正 10 年（1921）の天然紀念物に指定される以前に三好（1920）による調査報告が行われていますが、それ以降は舘脇（1973）により場所を限定して行われた程度で、この度、保存活用計画の策定を行うことから、令和 2 年度（2020）から令和 4 年度（2022）までの 3 年間で、特別天然記念物野幌原始林において動植物に関する現地調査を実施しました。調査内容については、主に学識経験者からなる特別天然記念物野幌原始林調査委員会において諮問し助言を得て活動し、また、文化庁や北海道教育委員会からも助言・支援・補助などを受け、事務局で整理・検討し調査に生かしました。実際の調査は、委託業者にて現地調査を行い、その結果を同調査委員会において報告しました。

本計画は、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で行った調査結果を踏まえて、100 年以上にわたり保全してきた既指定地と、森林回復の途上にある追加指定地の 2 つの指定地において、時々刻々変化する針葉樹や広葉樹の林相等を適切に保全・保護・再生していくための手法や、より良い活用の方向性を示すことを目的として本計画を策定します。

青字や※等で表記しているものは、本文案ではなく、構成・内容についてのメモや計画作成時の参考資料である。内容検討時の参考として示している。

（２）計画の対象とする区域

※当該対象の基本的な事項として、区域を図面等で記載する。
※関連する周辺地域（＝活用のための事業を展開したり、対象地の保全のため包括的に保全する森林環境のある地域）や対象区域内の区分けについても記載する。
※面積の数値は暫定。GIS 計算上の数値と文書発表等での数値にはずれが生じやすいため、その調整も含めて最終の値とする。

- 本計画の対象範囲となる特別天然記念物の指定地範囲は、北広島市共栄と西の里にまたがる 61.9ha です（表 1、図 1）。そのうち国有林内の 41.7ha は 1921 年（大正 10 年）の指定時から対象範囲となっており、残る 20.2ha は 2019 年（令和元年）に追加指定された範囲となっています。
- 指定地は国有林が 41.7ha（67%）を占め、北広島市所有地が 17.4ha（28%）、民有地が 2.9ha（5%）となっています。
- 指定地と連続する森林環境など 410.1ha を本計画にかかわりのある周辺地域とします（表 1、図 1）。このうちの 374.5ha（91%）が国有林（石狩森林管理署 58～64 林班）となっています。
- 指定地の植生は大別すると自然林が 88%を占めますが、追加指定地には二次林・植林地・耕作放棄地も小面積含まれています（表 2）。また、周辺地域の植生は、自然林・二次林・植林地に大きく三分され、指定地と同様な自然林が指定地周辺や東端 61 林班の北広島レクリエーションの森に見られるほか、戦後カラマツやトドマツを植林した人工林、そこに広葉樹が侵入して二次林化した森林が見られます。　※植生の詳細については「2 章（2）野幌原始林の自然環境の特徴」で記載

表 1.対象となる区域の所有者別面積

(ha)	面積	国有林	北広島市	民有地
指定地	**61.9**	**41.7** *67%*	**17.4** *28%*	**2.9** *5%*
既指定地	**41.7**	**41.7**		
追加指定地	**20.2**		**17.4**	**2.9**
周辺地域	**410.1**	**374.5** *91%*	**17.4** *4%*	**18.2** *4%*

※指定地のその他所有者は、広島幼稚園（西の里 30-3、民有林 6-1 林班一部）である。
※周辺地域のその他所有者は、上記に加えて西の里 51（民有林 6-30 林班）等である。実際には林班図・地番図とも空隙があり、その分のずれが生じている。

表 2.対象となる区域の植生区分

(ha)	自然林	二次林	植林地	耕作放棄地
指定地	**54.2**	**1.3**	**4.5**	**1.9**
	88%	*2%*	*7%*	*3%*
既指定地	**41.7**			
追加指定地	**12.5**	**1.3**	**4.5**	**1.9**
周辺地域	**154.9**	**134.9**	**118.4**	**1.9**
	38%	*33%*	*29%*	*0.5%*

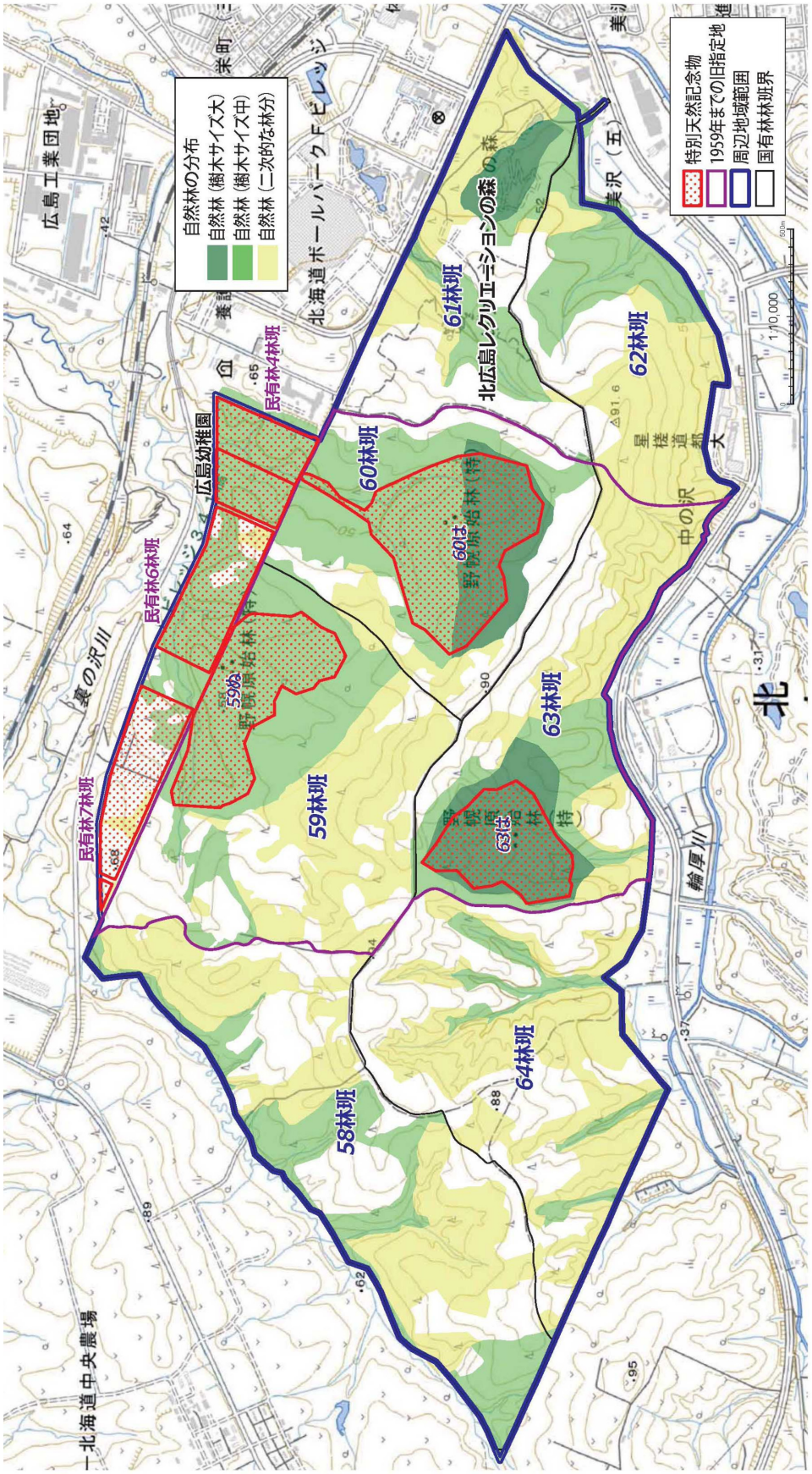

図 1.対象となる区域と自然林の分布

- 植生をもとに対象範囲をゾーニングすると、①自然林となっている「**森林保全**」の対象地が51.4ha（83%）、②自然林で教育機関が保有し森林教育が実践されている「**森林保全と教育利用**」の対象地が2.9ha（5%）、③現在の植生が自然林ではないが今後再生を図っていく「**森林再生と教育利用等**」の対象地が7.7ha（12%）となります（表３、図２）。

- 同様に周辺地域もゾーニングすると、「**森林保全**」の対象地が259.9ha（63%）、「**森林保全と教育利用**」の対象地が30.0ha（7%）、「**森林再生と教育利用等**」の対象地が120.3ha（29%）となります。

※各ゾーンの具体的な保存・活用内容については「4 章 保存・活用の各施策について」で記載

表 3.対象範囲のゾーニング

(ha)	指定範囲		周辺地域	
森林保全	**51.4**	*83%*	**259.9**	*63%*
森林保全と教育利用	**2.9**	*5%*	**30.0**	*7%*
森林再生と教育利用等	**7.7**	*12%*	**120.3**	*29%*
合計	**61.9**	*100%*	**410.1**	*100%*

※「森林保全と教育利用」は広島幼稚園敷地全体を対象としている。隣接する民有林4-1林班（共栄278-3、市有地、3.8ha）を含めることも考えられる。周辺地域では、これにレク森の自然林部分を加えた。
※「森林再生と教育利用等」は植生上植林地（風倒跡含む）、二次林、耕作放棄地となっている区画を対象としている。

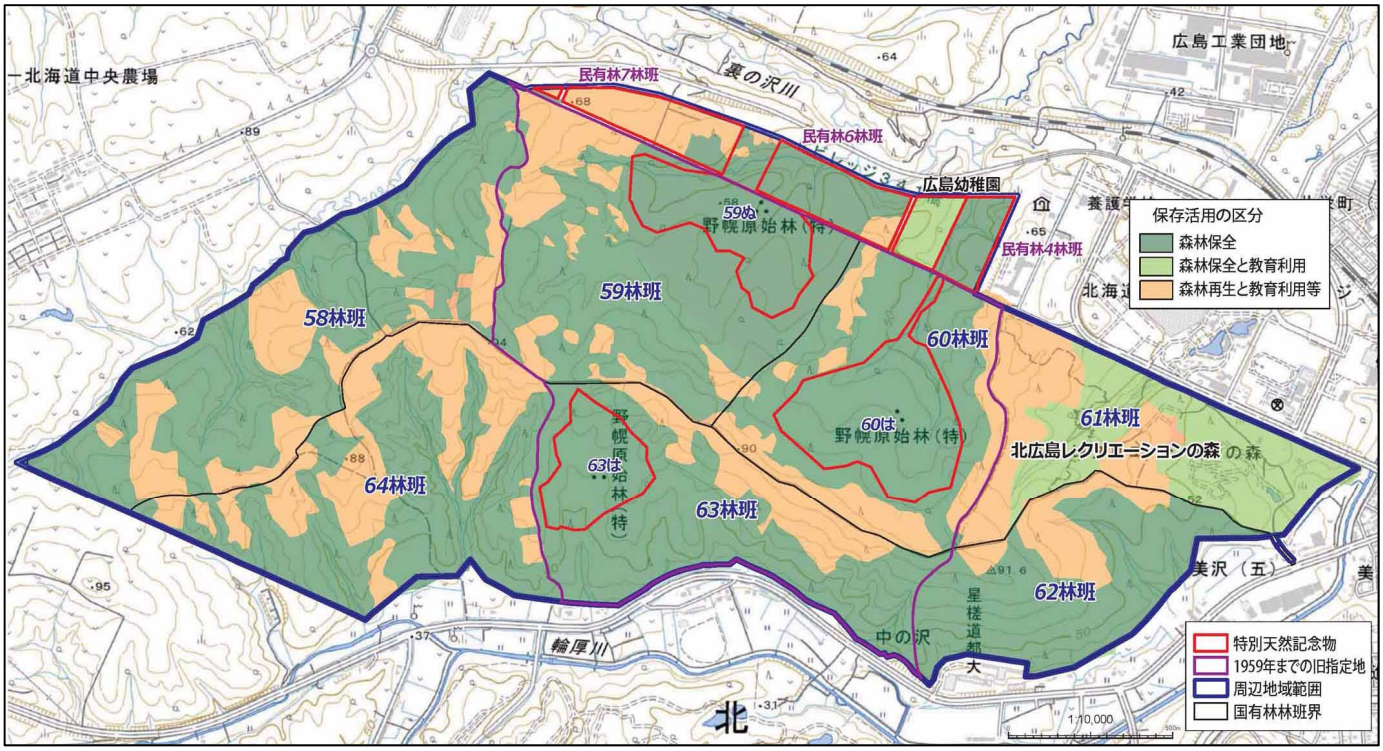

図 2.対象範囲のゾーニング

※参照事例　他の計画における範囲指定の例

●「春日山原始林保全計画」p1.計画の対象範囲

指定範囲に加えて、隣接する人工林等を保全に重要な個所として範囲に含めている（さらにこれらの範囲は名勝・都市公園「奈良公園」、世界遺産「「古都奈良の文化財」の一部となっており、他の史跡・天然記念物も含まれる）。

２．保全計画の対象範囲

保全計画は、特別天然記念物指定範囲（298ha）をその対象範囲とする。

また、春日山原始林に隣接する花山・芳山地区人工林についても、春日山原始林の保全に重要な箇所であると考え、対象範囲に含むこととした。

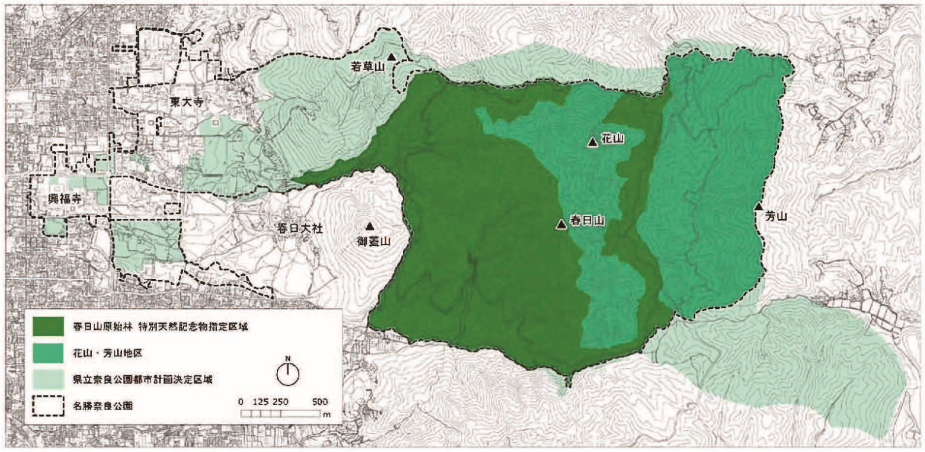

出典：奈良県資料より作図

図１　春日山原始林　特別天然記念物指定範囲

●「名勝室戸岬、天然記念物室戸岬亜熱帯性樹林および海岸植物群落保存活用計画」p2.計画の対象範囲/p68.現状と課題

指定範囲として名勝の北限以南が示されているが、天然記念物の範囲は明示されていない。植生としては、亜熱帯性林（アオギリ林・アコウ林）と海岸植物群落は海岸周辺に散在している。

1.2.1　計画の対象区域

本計画の対象区域は、図 1.1 および表 1.1 に示す名勝および天然記念物の指定区域である。なお、天然記念物の指定区域は名勝の指定区域内に包括されている。

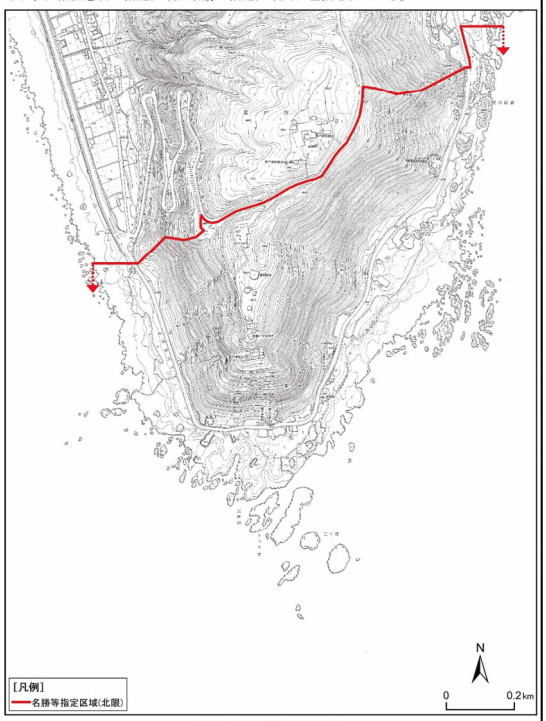

図 1.1　対象区域（指定区域）

(1) 植生分布の現状

対象区域を含む室戸岬付近の植生図を図 3.7 に示す。

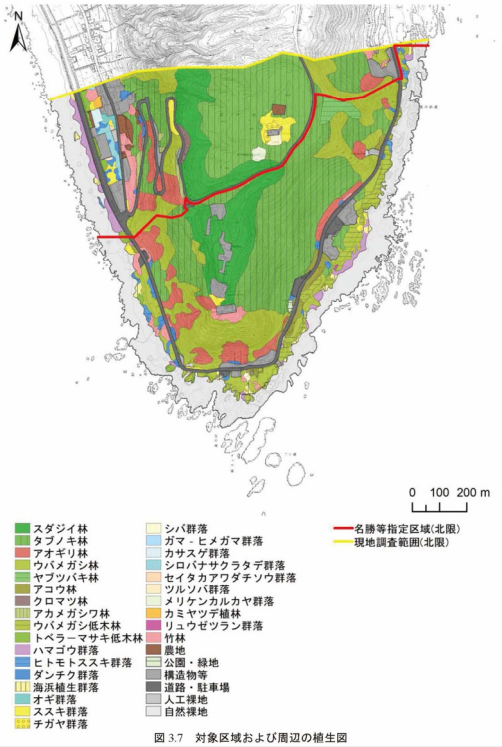

図 3.7　対象区域および周辺の植生図

（３）検討の経緯

1 委員会の設置・経緯

本計画は、学術調査等を始めてから５年の歳月をかけ、策定しました。令和２年（2020）から令和４年（2022）にかけての３年間で対象区域の調査を行い、令和５年（2023）から令和６年（2024）にかけての２年間で保存活用計画の検討をしました。

〇委員会の設置

本計画策定に当たり、調査に際しては、令和２年に「北広島市特別天然記念物野幌原始林調査委員会」（委員長：露崎史朗北海道大学教授、以下「調査委員会」という）、令和５年に「北広島市特別天然記念物野幌原始林保存活用計画検討委員会」（委員長：露崎史朗北海道大学教授、以下「検討委員会」という。）を設置しました。関連分野の有識者、市民、事業者及び関係行政機関等からなる多様な主体が、様々な見地から議論を重ねました。

（委員会の構成、開催状況等の表は資料編に入れる）

（４）計画の位置づけ

特別天然記念物野幌原始林保存活用計画は、北広島市総合計画（第６次）において「自然と創造の調和した豊かな都市」をテーマとして、自然に囲まれた美しいまちなみの中に、市民が住み良さを実感しながら、いきいきと活動するまちをめざしてきました。

また、基本目標「学び合い心を育むまち」第７節 歴史の継承と創造において、歴史遺産や自然遺産などの保存と活用を進めるとともに、市民が身近に郷土の文化財などに触れることができる環境づくりを推進するとしています。

北広島市緑の基本計画でも、本市の重要な緑の軸の骨格である、特別天然記念物野幌原始林を含む国有林については、今後も保全に努めるとされています。

北広島市教育振興基本計画において、政策７「郷土愛を育む教育活動の推進」に位置付けた施策「エコミュージアム構想の推進」及び「文化財の保存と活用」の推進にあたり、保全・活用する環境を整備するとともに、今後の特別天然記念物野幌原始林の適切な保存に向けた基本的な計画を策定するとされています。

その他、北広島市都市計画マスタープラン（第２次）においても、天然記念物野幌原始林について記載されており、整合性を図っていく必要があります。

（５）計画期間、計画の見直し

本計画は、記載された事項の進展や取り巻く周囲の状況の変化に応じて見直しを図るため、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間を計画期間とします。